

## 10 主な各種統計及び用語の概説

# 主な各種統計及び用語の概説

## 主要な賃金統計

### 1 毎月勤労統計調査

#### ○ 毎月勤労統計調査 [全国調査]

所管 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課

目的 全国における賃金、労働時間および雇用の変動を把握すること。

調査対象 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく、16 大産業に属する常用労働者 5 人以上の事業所

16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕

調査時期 毎月、結果の公表時期 調査月の翌月末に速報、翌々月の中旬に確報

主な結果 賃金（実数、指数）、労働時間（実数、指数）、常用雇用（実数、指数）

#### ○ 毎月勤労統計調査 [地方調査]

所管 都道府県統計主幹課（岡山県総合政策局統計調査課）

目的 都道府県別における賃金、労働時間および雇用の変動を明らかにすること。

調査対象 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく、16 大産業に属する常用労働者 5 人以上の事業所（全国調査と同じ産業および規模）

調査時期 毎月、結果の公表時期 都道府県別に独自に公表

主な結果 賃金（実数、指数）、労働時間（実数、指数）、常用雇用（実数、指数）

### 2 賃金構造基本統計調査

所管 厚生労働省統計情報部賃金福祉統計課

目的 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤務年数、経験年数別等に明らかにすること。

調査対象 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく、16 大産業に属する常用労働者 5 人以上の事業所

16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕

調査時期 毎年 6 月分（7 月調査）

結果の公表時期 11 月（初任給）、翌年 2 月（都道府県版速報）、翌年 3 月（全国版速報）  
翌年 7 月～8 月（調査結果報告）

主な結果 都道府県、産業、性・年齢階級、勤続年数階級別等の賃金、性・学歴別初任給額、短時間労働者の賃金

### 3 賃金改定状況調査（最低賃金に関する実態調査）

所管 厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室

目的 中央最低賃金審議会における最低賃金の目安決定の審議に資するため、低賃金労働者の賃金実態を把握すること。

調査対象 製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）の規模 30 人未満の事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいるもの。

調査時期 毎年 6 月

結果の集計 毎年 7 月（中央最低賃金審議会の目安審議資料）

主な結果 ランク別賃金改定実施状況、平均賃金改定状況、賃金上昇率など

### 4 就労条件総合調査（旧賃金労働時間制度等総合調査）

所管 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

目的 主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等を総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすること。

調査対象 日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく、15 大産業に属する常用労働者 30 人以上の民間企業（平成 19 年以前は、「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」を対象としており、平成 20 年から対象範囲を拡大した。）

調査時期 毎年 1 月 1 日（平成 11 年までは「賃金労働時間制度等総合調査」として、毎年 12 月末）

結果の公表 11 月頃（結果速報）、翌年 2 月頃（調査報告）

主な結果 労働時間制度、定年制等、賃金制度、労働費用及び派遣労働者関係費用等に関する事項

#### 【日本標準産業分類の改定について】

本冊子の各統計調査は、日本標準産業分類に基づき産業を分類している。

各統計調査は、日本標準産業分類の改定（平成 19 年 11 月改定）に伴い、以下のとおり、改定後の産業分類に基づき調査産業を表章している。

- |                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| ・賃金構造基本統計調査      | 平成 21 年調査から改定後産業分類により表章して公表     |
| ・就労条件総合調査        | 平成 21 年調査から改定後産業分類により表章して公表     |
| ・毎月勤労統計調査 [全国調査] | 平成 22 年 1 月調査から改定後産業分類により表章して公表 |
| ・毎月勤労統計調査 [地方調査] | 平成 22 年 1 月調査から改定後産業分類により表章して公表 |
| ・毎月勤労統計調査 [特別調査] | 平成 21 年調査から改定後産業分類により表章して公表     |

日本標準産業分類の平成 19 年 11 月改定（第 12 回改定）では、平成 14 年 3 月改定（第 11 回改定）以降の情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合させるため、大分類の新設、各分類に属する中・小・細分類項目の新設、廃止等の見直し、「本社等の管理、補助的活動を行う事業所」分類の新設など、統合・再編の全面的な改定が行われている。

このため、本書では産業分類「サービス業（他に分類されないもの）」についての表記について、改定前産業分類（平成 14 年 3 月改定）に基づく表章を「旧サービス業」、改定後産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく表章を「新サービス業」としている統計表がある。

詳細については、総務省発行「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）」、又は総務省統計局のホームページをご参照ください。

## 各種統計データ

### 1 労働者の生計費

#### ○ 標準生計費

人事院 給与勧告 参考資料 生計費関係

都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告、勧告」

家計調査、全国消費実態調査、消費者物価等により算出

#### ○ 生活保護基準額

都道府県社会福祉主務課

### 2 労働者の賃金

#### ○ 賃金上昇率（所定内給与）・・・毎月勤労統計調査

#### ○ 性・年齢別賃金・・・賃金構造基本統計調査（厚生労働省統計情報部）

#### ○ 初任給・・・賃金構造基本統計調査（厚生労働省統計情報部）

#### ○ 賃上げ状況・・・賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省統計情報部）

春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省政策統括官、都道府県労政主幹課）

#### ○ 最低賃金に関する実態調査・・・賃金改定状況調査（目安調査）

### 3 事業の賃金支払能力

#### ○ 鉱工業生産指数・・・鉱工業指数（経済産業省経済産業政策局調査統計部）

#### ○ 製造工業稼働率指数・・・鉱工業指数（経済産業省経済産業政策局調査統計部）

#### ○ 国内企業物価指数・・・企業物価指数（日本銀行調査統計局）

### 4 景気の動向

#### ○ 地方の経済情勢・・・財務省地方財務局、地方銀行、都道府県商工主務課

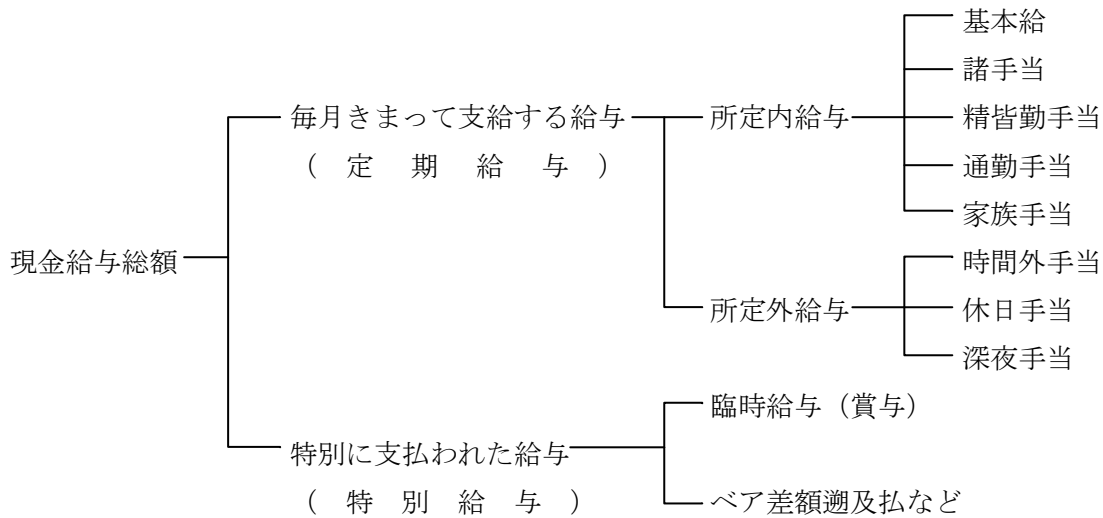
#### ○ 地方の金融経済事情・・・（日本銀行 支店、事務所）

#### ○ 地方の雇用情勢・・・求人倍率、失業者数、企業倒産件数など（都道府県労働局職業安定部等）

## 賃金統計の用語

### 1 賃金

#### ○ 賃金の種類



#### ○ 現金給与総額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。以下に述べる「きまって支給する給与額」と「特別に支払われた給与額」の合計額。

#### ○ きまって支給する給与額 (定期給与)

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額をいう。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。

#### ・ 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

#### ・ 超過労働給与額 (所定外給与額=残業手当)

超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

ア 時間外勤務手当 所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与

イ 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される給与

ウ 休日出勤手当 所定休日の勤務に対して支給される給与

エ 宿日直手当 本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与

オ 交替手当 臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

- 特別に支払われた給与額
 

賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

賞与、期末手当等特別給与額には、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等によらないで支払われた給与又は労働協約あるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えて支払われる給与の額および支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去にさかのぼって算定された給与の追給額も含まれる。
- 初任給額
 

調査実施年に採用した新規学卒者（同年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者）の所定内給与額から通勤手当を除いたもの。
- 三手当
 

最低賃金の対象とされていない、通勤手当、精皆勤手当、家族手当
- 労働費用
 

労働者を労働者を雇用することによって生ずる一切の費用

現金給与のほか、退職金、現物給与、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費などが含まれる。
- モデル賃金
 

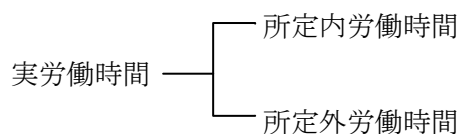
現行賃金制度の下で普通に進学して卒業後ただちに就職し、その後同一企業に継続勤務して標準的に昇進した者に対して支払われることになっている賃金。

## 2 労働時間

- 労働時間
 

労働者が使用者の指揮、命令下に拘束されている時間をいう。

従って、使用者の指揮命令のもとに現実に精神又は、肉体を活動させている、いわゆる実労働時間は、労働時間であり、現実に精神又は肉体を活動させていなくても、使用者の指揮命令のもとにある時間、例えば次の仕事のために待機している時間等も労働時間であるが、労働者が自由に利用できる休憩時間は労働時間ではない。



○ 総労働時間数

労働者が実際に労働した時間数。所定内実労働時間数と超過実労働時間数の合計。

・ 所定内実労働時間数（所定内労働時間数）

総実労働時間数から超過労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働時日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働時間数を示す。

・ 超過労働時間数（所定外労働時間数）

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

3 労働者

○ 常用労働者

常用労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている労働者

イ 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

ウ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

○ 臨時労働者

臨時労働者とは、「常用労働者」に該当しない労働者（日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、調査期間の前2か月に雇われた日数がいずれの月においても17日以下の労働者）をいう。

○ 就業形態（一般労働者・短時間労働者）

・ 一般労働者

短時間労働者以外の労働者

・ 短時間労働者（パートタイム労働者）

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働時間数が一般の労働者よりも少ない者

利用上の注意

本調査で、「 \* 」は、調査回答数が少ない、又は誤差率が高く、利用に注意を要する。

「 — 」は、該当数字が得られないもの。

「 x 」は、サンプル数が少数であったため公表しないもの。

「M. A.」は、複数回答のもの。

各調査における数値については、表章単位未満を四捨五入しているため、構成比・合計等において完全に一致しない場合がある。

## 岡山県内における賃金事情

発行 平成26年3月 岡山労働局  
編集 岡山労働局労働基準部賃金室

〒700-8611 岡山県岡山市北区下石井一丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎

TEL (086) 225-2014

FAX (086) 231-6471